

「ソフトテニスハンドブック」全体を通して変更したもの

現行	改定後
ソフトテニスコート	テニスコート
第1サービス	ファーストサービス
第2サービス	セカンドサービス

新規に掲載したもの

現行	改定後
	「マナーBOOK」抜粋版
	「大会運営マニュアル」 （開催の流れ・開催申請手続き・申し込み、当日受付の流れ・国旗等の掲揚基準・開会式、閉会式の配置・賞状記載例・入退場経路図）

「競技規則」の変更箇所

現行	改定後
（コート及びアウトコートのサーフェイス） 第4条 コート及びアウトコートのサーフェイスは、アウトドアではクレー、砂入り人工芝又は全天候型ケミカル等とし、インドアでは、木板、砂入り人工芝、硬質ラバー又はケミカル等とする。	（コート及びアウトコートのサーフェイス） 第4条 コート及びアウトコートのサーフェイスは、アウトドアではクレー、 <u>人工クレイ</u> 、砂入り人工芝又は全天候型等とし、インドアでは、木板、 <u>人工クレイ</u> 、砂入り人工芝、硬質ラバー又は全天候型等とする。
（アウトコート） 第8条 アウトコートはコートの周囲のスペースで、ベースラインから後方に8 m以上、サイドラインからは外側に6 m以上であることを原則とする。	（アウトコート） 第8条 アウトコートはコートの周囲のスペースで、ベースラインから後方に <u>6.4m</u> 以上、サイドラインからは外側に <u>5m</u> 以上であることを原則とする。
（ネットポスト） 第9条 ネットポストは直径7.5cm以上15cm以内とする。	（ネットポスト） 第9条 ネットポストは直径 <u>あるいは一辺</u> 7.5cm以上15cm以内とする。
（ネットポストの位置） 第10条 2 両ネットポストの間隔はその外側において12.80mとし、その高さは1.07mとする。	（ネットポストの位置） 第10条 2 両ネットポストの間隔はその外側において <u>原則12.80m</u> とし、その高さは1.07mとする。
記載なし	<u>（照度）</u> 第11条 テニスコートにおける照度は、コート面から1mの高さで <u>原則500ルクス以上とする。</u>
記載なし	<u>（インドアにおける天井の高さ）</u> 第12条 インドアにおけるテニスコートの天井の高さは、 <u>原則、ネットの真上で9.14m以上、コート後方の壁面で4.87m以上とする。</u>
（ネット） 第12条 (5) ワイヤロープは長さ15m、直径4.5mmを標準とする。	（ネット） 第14条 (5) ワイヤロープは長さ15m、 <u>直径6.0mm</u> を標準とする。
（プレーヤーの心得） 第15条 (1) 過度のかけ声、又は相手を不快にする発声をしないこと。 (2) マッチの開始から終了まで連続的にプレーし、次の行為をしてはならない。ただし、サイドのチェンジ及びファイナルゲームに入る場合、又は第17条第2項に規定する15ポイントマッチにおける10ポイント終了後のサイドのチェンジの場合は、ポイントの終了から1分以内に次のポイントを開始する態勢に入るものとする。（レッツプレー）。 4. 故意にゲームを長びかせる行為をすること。	（プレーヤーの心得） 第17条 (1) 過度のかけ声、又は相手を不快にする <u>言動</u> をしないこと。 (2) マッチの開始から終了まで連続的にプレーし、次の行為をしてはならない。ただし、サイドのチェンジ及びファイナルゲームに入る場合は、ポイントの終了から1分以内に次のポイントを開始する態勢に入るものとする。（レッツプレー） 4. 故意に <u>マッチ</u> を長びかせる行為をすること。
（ゲームの回数） 第17条 2 ショートマッチとして15ポイントマッチ、3ゲーム又は5ゲームマッチ、ロングマッチとして15ポイント、3ゲーム、5ゲーム、7ゲーム又は9ゲームを1セットとし3セット又は5セットマッチを行うことができる。 〔解説6〕 ゲームは、4ポイントの先取（デユースを除く）が原則であるが、特別な理由でマッチを短縮することになった場合、ファイナルゲームのみのマッチ形式とした上で、15ポイント先取とし、5ゲームマッチと同じ程度の内容として実施できるようにした。	（ゲームの回数） 第19条 2 ショートマッチとして3ゲーム又は5ゲームマッチ、ロングマッチとして3ゲーム、5ゲーム、7ゲーム又は9ゲームを1セットとし3セット又は5セットマッチを行うことができる。 〔解説6〕は削除
（ゲームの勝敗） 第18条 3 15ポイントマッチにおいては、第32条第2項に準じて行い15ポイントの先取をもって勝ちとする。この場合において、双方のペアが14ポイントずつ得た場合はデユースとし、第1項各号の規定を適用する。	削除

(サービスのレット) 第26条 〔解説10〕 2. 第1項第3号の「レシーブを終わる前」とは、サービスするプレーヤーが手からボールを放した瞬間から、レシーブするプレーヤーが有効にサービスされたボールをツーバウンドする前に打つまでの間をいう。	(サービスのレット) 第28条 〔解説10〕 2. 第1項第3号の「レシーブを終わる前」とは、<u>正審がカウントをコールし、サービスするプレーヤーが手からボールを放した瞬間から、レシーブするプレーヤーが有効にサービスされたボールをツーバウンドする前に打つまでの間をいう。</u>
(サービス・レシーブ又はサイドの選択) 第31条 プレーヤーは、マッチ開始前にサービス、レシーブ又はサイドの選択を行う。	(サービス・レシーブ又はサイドの選択) 第33条 プレーヤーは、マッチ開始前にサービス、レシーブ又はサイドの選択を行う。
(インプレーにおける失ポイント) 第35条 (1) 打球が直接ネットを越さなかった場合(コールなし)又はボールがネットの破れ目、ネットの下若しくはネットとネットポストの間を通った場合(スルー)。ただし、次の場合を除く。 イ. ボールがネットポストの外側を回り、又はネットポストの外側に触れて、相手側コートに正しく入った場合。 (3) ボールがツーバウンドする前に返球できなかった場合(ボールがツーバウンドする前に、そのマッチのアンパイヤー、審判台又はその他の施設・設備に触れた場合を含む)。ただし、相手からのボールが一度コートにバウンドした後、ネット又はネットポストにはね返り、そのボールがもう一度バウンドする前に、正しく返球した場合は有効返球とみなす。 (8) 手から離れたラケットで返球した場合(インターフェア)。	(インプレーにおける失ポイント) 第37条 (1) 打球が直接ネットを越さなかった場合(コールなし)又は<u>打球</u>がネットの破れ目、ネットの下若しくはネットとネットポストの間を通った場合(スルー)。ただし、次の場合を除く。 イ. <u>打球がネットポストの外側を回り、又はネットポストの外側に触れて、相手側コートに正しく入った場合。</u> (3) <u>相手の打球</u>がツーバウンドする前に返球できなかった場合(<u>相手の打球</u>がツーバウンドする前に、そのマッチのアンパイヤー、審判台又はその他の施設・設備に触れた場合を含む)。ただし、<u>相手の打球が一度コートにバウンドした後、ネット又はネットポストにはね返り、そのボールがもう一度バウンドする前に、正しく返球した場合は有効返球とみなす。</u> (8) <u>相手の打球を、アウトコートにおいてノーバウンドでラケットにより止めた場合(ダイレクト)。</u>ただし、ラケットで打ち返して有効返球となった場合を除く。 (9) 手から離れたラケットで返球した場合(インターフェア)。
(ノーカウント) 第36条 〔解説15〕 4. ボールがバンクした場合は有効とする。	(ノーカウント) 第38条 〔解説14〕 4. <u>打球がバンクした場合、そのポイントは有効とする。</u>
(禁止事項) 第38条 プレーヤーはマッチ中パートナー以外の者から助言及び身体上の手当てを受けてはならない。ただし、正審がレフェリーと協議の上必要と認めた場合を除く。	(禁止事項) 第40条 プレーヤーはマッチ中パートナー以外の者から助言及び身体上の手当てを受けてはならない。ただし、<u>レフェリー又は競技責任者が必要と認めた場合を除く。</u>
(異議の申立て等の禁止) 第40条 〔解説17〕 3. プレーヤー(監督又はコーチを含む)がボールの落下点の痕跡を消すことを禁止する。もしプレーヤー(監督又はコーチを含む)自身が消した場合はインターフェアとみなし失ポイントとする。	(異議の申立て等の禁止) 第42条 〔解説16〕 3. <u>再判定をする前に</u>プレーヤー(監督又はコーチを含む)が<u>打球</u>の落下点の痕跡を消すことを禁止する。もしプレーヤー(監督又はコーチを含む)自身が消した場合はインターフェアとみなし失ポイントとする。
(失格) 第42条 〔解説18〕 1. <u>第42条第2項第1号により、そのマッチへ出場の通告を受けたプレーヤーがコートに出場しない場合、審判規則第20条を適用し、アンパイヤーがコートに到着後、5分経過で警告1回とし、3回を持って失格とする(15分経過で失格)。</u>	(失格) 第44条 〔解説17〕 1. そのマッチへ出場の通告を受けたプレーヤーがコートに出場しない場合、アンパイヤーがコートに到着後、5分経過で警告1回とし、3回を持って失格とする(15分経過で失格)。
(提訴) 第43条 〔解説19〕 提訴は次のポイントに入った場合、行うことができない。ただし、ポイントカウントの誤りについてはそのゲーム内に、ゲームカウントの誤りについてはそのマッチ内に限り提訴することができる。次のポイントとは、サービスをするプレーヤーが、サービスをしようとして、手からボールを放した瞬間までをいう。	(提訴) 第45条 〔解説18〕 提訴は次のポイントに入った場合、行うことができない。ただし、ポイントカウントの誤りについてはそのゲーム内に、ゲームカウントの誤りについてはそのマッチ内に限り提訴することができる。<u>次のポイントの始まりとは、サービスをするプレーヤーが、サービスをしようとして、手からボールを放した瞬間をいう。</u>
記載なし	(ヒートルール) 第46条 <u>会場での気温(乾球温度)が35℃以上となり、ファイナルゲームとなった場合、ファイナルゲームに入る前に3分間のコート内の日傘による日陰(アンパイアの目の届く範囲)での休憩を許可する。</u> なお、3分間については、第15条(2)の1分間を含むものとする。
(規則上の疑義) 第45条 〔解説20〕 ・コートの上に木の枝がのぞいている場合。	(規則上の疑義) 第48条 〔解説19〕 ・コートの上に<u>木の枝等</u>があり、これに当たった場合。

「審判規則」の変更箇所	
現行	改定後
(アンパイヤーの判定区分) 第8条 (2) その他の判定区分 ウ. 線審 フットフォールト、ダイレクト、ボディタッチ、チップ、インターフェア	(アンパイヤーの判定区分) 第8条 (2) その他の判定区分 ウ. 線審 フットフォールト、 <u>ツーバウンズ、ドリブル、キャリー、ダイレクト</u> 、ボディタッチ、チップ、インターフェア
(コール) 第10条 〔解説22〕 第1サービスがフォールトになった時点、あるいは次のカウントのコールをする際に「コレクション」とコールし、訂正のカウントをコールする。	(コール) 第10条 〔解説22〕 <u>ファースト</u> サービスがフォールトになった時点、 <u>又は</u> 次のカウントのコールをする際に「コレクション」とコールし、訂正のカウントをコールする。
(再判定) 第14条 〔解説25〕 2. ポイントカウントの誤りについてはそのゲーム内に、ゲームカウントの誤りについてはそのマッチ内訂正を行うものとする。	(再判定) 第14条 〔解説25〕 2. ポイントカウントの誤りについてはそのゲーム内に、ゲームカウントの誤りについてはそのマッチ内訂正を行うものとする。 <u>ただし、遡って訂正し決着した場合、それ以降に行ったポイントは無効とする。</u>
(マッチの進行) 第23条 (2) 前号の状態の後、正審の合図「集合」によって双方がネットまで進み挨拶をし、次にアンパイヤーと挨拶を交わす。 (4) 挨拶が終わった後、正審はプレーヤーの確認をする。	(マッチの進行) 第23条 (2) 前号の状態の後、正審の合図「集合」によって双方がネットまで進み、 <u>正審がプレーヤーの確認を行った後、プレーヤー同士が挨拶を行い、次にアンパイヤーと挨拶を交わす。</u> (4) <u>削除</u>

「用語の意義」の変更箇所			
現行		改定後	
1. ソフトテニスコート	<u>競技規則</u> のうえでは、コート、アウトコート、ネット、ネットポスト及び審判台をいう。	1. テニスコート	コート、アウトコート、ネット、ネットポスト 及び審判台をいう。
2. コート	ベースラインとサイドラインで区画された平面の平坦なスペース 縦23.77・・・ネットポスト	2. コート	ベースラインとサイドラインで区画された平面の平坦なスペースで 縦23.77・・・ネットポスト
3. アウトコート	ベースラインから後方に8 m以上・サイドラインから外側に6 m以上	3. アウトコート	ベースラインから後方に <u>6.4m</u> 以上・サイドラインから外側に <u>5m</u> 以上
4. サーフェイス	砂入り人工芝を含む人工芝	4. サーフェイス	砂入り人工芝を含む人工芝、 <u>人工クレイ</u>
16. ショートマッチ	<u>15ポイントマッチ、3ゲーム又は5ゲームマッチ</u>	16. ショートマッチ	3ゲーム又は5ゲームマッチ
17. ロングマッチ	<u>15ポイント、3ゲーム、5ゲーム、7ゲーム又は9ゲームを1セットとし、3セット又は5セットマッチを行うことをいう。</u>	17. ロングマッチ	3ゲーム、5ゲーム、7ゲーム又は9ゲームを1セットとし、3セット又は5セットマッチを行うことをいう。
34. 提訴	アンパイヤーの判定に対し、競技規則及び審判規則の適用に疑義を持ち、レフェリーに判定を求めることをいう。レフェリーの判定は最終のもので、アンパイヤーもプレーヤーも従わなければならない。	34. 提訴	アンパイヤーの判定に対し、競技規則及び審判規則の適用に疑義を持ち、レフェリーに <u>裁定</u> を求めることをいう。レフェリーの <u>裁定</u> は最終のもので、アンパイヤーもプレーヤーも従わなければならない。
41. 失格	競技規則第42条及び審判規則第21条に該当する場合で、大会の最初にさかのぼって出場資格を失うことをいう。 <u>大会運営規則第13条を参照</u>	41. 失格	競技規則第44条及び審判規則第21条に該当する場合で、大会の最初にさかのぼって出場資格を失うことをいう。
43. スtring	ラケットのフレームに張る糸のことをいう。 <u>(以前はガットと書いていた)</u>	43. スtring	ラケットのフレームに張る糸のことをいう。

「判定及びカウントのコール」の変更箇所			
現行		改定後	
1. レディ	マッチ開始の前に練習をやめさせ、プレーヤーを位置につかせるコール	1. レディ	マッチ開始の前に練習をやめさせ、プレーヤーを <u>マッチ開始の位置</u> につかせるコール
2. セブンゲームマッチ	スリーゲームマッチ、 <u>15ポイントマッチ</u> 等がある。	2. セブンゲームマッチ	スリーゲームマッチ等がある。
12. ダイレクト	(2) <u>打たれたボール</u> をアウトコートにおいて、ノーバウンドでラケットで止めた場合のコール（失ポイント）。 ただし、ラケットで打ち返して有効返球となればプレーは続けられる。	12. ダイレクト	(2) <u>相手の打球</u> をアウトコートにおいて、ノーバウンドでラケットで止めた場合のコール（失ポイント）。 ただし、ラケットで打ち返して有効返球となればプレーは続けられる。
20. ボディタッチ	競技規則第35条第4号を適用した場合（インプレーのボールが身体又は着衣等に触れた場合）のコール(失ポイント)	20. ボディタッチ	<u>インプレーにおいて打球がプレーヤーの身体又は着衣に触れた場合のコール(失ポイント)</u>
45. スリーオール	双方が3ポイントずつ得たときのコール	45. スリーオール	<u>ファイナルゲームの場合に双方が3ポイントずつ得たときのコール</u>
46. ～62. (共通)	サーバー（レシーバー）が、●●ポイント、レシーバー（サーバー）が▲▲ポイントを得たときのコール	46. ～62. (共通)	<u>ファイナルゲームの場合にサーバー（レシーバー）が、●●ポイント、レシーバー（サーバー）が▲▲ポイントを得たときのコール</u>

「大会運営規則」の変更箇所

現行	改定後
(競技施設) 第3条 競技施設は原則として次のとおりとする。 (1) 競技施設には原則として競技に使用するソフトテニスコート(コート、アウトコート、ネット、ネットポスト及び審判台)、施設・設備(フェンス、ベンチ、スコアボード、観客席、便所、選手控室、更衣室、競技役員席、来賓席、報道席、医務室、ローラー、コートブラシ、ラインぼうき、掲揚塔、シャワー及び飲料水タンク等をいう)があるものとする。 (2) ソフトテニスコートのうち1面をメインコートとする。メインコートは他のソフトテニスコートから独立し、観客席があるものが望ましい。 (3) コート及びアウトコートのサrfフェイスは、アウトドアではクレー、砂入り人工芝又は全天候型ケミカル等とし、インドアでは木板、砂入り人工芝、硬質ラバー又はケミカル等とし、大会要項にその種類を明記する。 (4) ソフトテニスコートの面数は、大会規模に応じて、予定する日程で十分試合が消化できる面数とする。 (5) ベンチを置く場所は、プレーに支障がないようにアウトコートに設置する。	(競技施設) 第3条 競技施設は原則として次のとおりとする。 (1) 競技施設には原則として競技に使用するテニスコート(コート、アウトコート、<u>ナイター照明</u>、ネット、ネットポスト及び審判台)、施設・設備(フェンス、ベンチ、スコアボード、観客席、<u>トイレ(ドーピングに対応できるトイレを含む)</u>、選手控室、更衣室、競技役員席、来賓席、報道席、医務室、ローラー、<u>(クレーコートの場合)</u>、コートブラシ、ラインぼうき、掲揚塔、シャワー及び飲料水タンク等をいう)があるものとする。 (2) テニスコートのうち1面をメインコートとする。メインコートは他のテニスコートから独立し観客席があるものが望ましい。 (3) コート及びアウトコートのサrfフェイスは、アウトドアではクレー、砂入り人工芝、<u>人工クレイ</u>又は全天候型等とし、インドアでは木板、砂入り人工芝、<u>人工クレイ</u>、硬質ラバー又は全天候型等とし、大会要項にその種類を明記する。 (4) テニスコートの面数は、大会規模に応じて、予定する日程で十分試合が消化できる面数とする。 なお、日本連盟主催大会の主会場においては、(1)における設備のうち次の項目を原則「<u>常設</u>」かつ「<u>必須</u>」とする。 <u>ア. コート面数 16面以上</u> <u>イ. ナイター照明 4面以上</u> <u>ウ. スコアボード 4面以上</u> <u>エ. 観客席 8面以上</u> <u>オ. 通常のトイレ以外にドーピング検査が可能なトイレ</u> <u>カ. 更衣室(男女別)</u> <u>キ. 競技役員席</u> <u>ク. 来賓席</u> <u>ケ. 報道席</u> <u>コ. 駐車場 200台以上</u> (5) ベンチを置く場所は、プレーに支障がないようにアウトコートあるいはコート外に設置す
(競技方法) 第9条 2. 団体戦の対戦は、次の方法により行う。 (2)メンバーに欠員を生じた場合において対戦の過半数を構成することができるときは、<u>レフェリー及び競技責任者の承認を得て出場することができる。ただし、オーダーについては(種別の異なるオーダーも)1番から順次出場しなければならない、欠員を生じた場合は棄権とする。(この場合において、欠員は種別ごとに区分して扱うものとする。)</u>なお、オーダー提出前に相手チームに、その事項を告知するものとする。	(競技方法) 第9条 2. 団体戦の対戦は、次の方法により行う。(点取り法) (2)メンバーに欠員を生じた場合において対戦の過半数を構成することができるときは、競技責任者の承認を得て出場することができる。ただし、オーダーについては(種別の異なるオーダーも)1番から順次出場しなければならない、欠員を生じた場合は棄権とし、<u>マッチを行うことができなかった対戦は零敗したものとする。(この場合において、欠員は種別ごとに区分して扱うものとする。)</u>なお、オーダー提出前に相手チームに、その事項を告知するものとする。<u>また、同じプレーヤー構成で勝敗が同数で1対1、2対2になった場合、大会運営規則第10条により、ゲーム数、ポイント数の差で勝敗を決める。</u>
(リーグ戦の順位決定) 第10条 例3 [男子] 勝負ベア差 [女子] 勝負ベア差	(リーグ戦の順位決定) 第10条 例3 [男子] <u>得失マッチ差</u> [女子] <u>得失マッチ差</u>
(プログラム等への成績記載) 第15条 エ 失格(disqualification)の場合には、当該プレーヤー、ベア又はチームにトーナメントについては失格の時点で既に得たゲーム数字を、リーグ戦については当該プレーヤー又はベア及びチームの全対戦の得たゲーム数字を赤の2本線で消し、トーナメントは最終対戦時点にD、リーグ戦は交点にDと記入する。(「失格の場合の記入方法」を参照)	(プログラム等への成績記載) 第15条 エ 失格(disqualification)の場合は、<u>トーナメントについては当該プレーヤー、ベア又はチームの失格の時点で既に得たゲーム数字を赤の2本線で消し、最終対戦時点にDと記入する。リーグ戦については当該プレーヤー、ベア又はチームの全対戦の得たゲーム数字を赤の2本線で消し、交点にDと記入する。(「失格の場合の記入方法」を参照)</u>

「大会役員編成マニュアル」の変更箇所

現行	改定後
審判団(レフェリー長1人、レフェリー5人以内及びアンパイヤー必要人数)	審判団(レフェリー長1人、レフェリー <u>4人</u> 以内及びアンパイヤー必要人数)
掲載なし	「大会役員編成基準」を掲載

「公認審判員規程」の変更箇所

現行	改定後
(認定) 第4条 (1) マスターレフェリーは、50歳以上の人格見識に優れた1級審判員の有資格者とし、支部長が適当と認めた者を<u>支部長及び日本連盟の会長</u>が認定する。 (2) マスターアンパイヤーは、50歳以上の人格見識に優れた2級審判員の有資格者とし、支部長が適当と認めた者を<u>支部長及び日本連盟の会長</u>が認定する。第4条 (3) 1級審判員は、支部長の推薦により1級審判養成のための検定会に参加した者について、日本連盟の審判委員会が筆記及び実技の試験を実施の上審査し、適当と認めた者を<u>支部長及び日本連盟の会長</u>が認定する。 (4) 2級審判員は、支部が開催する2級審判養成のための検定会に参加した者について、支部が筆記及び実技の試験を実施の上審査し、適当と認めた者を<u>支部長及び日本連盟の会長</u>が認定する。 (5) ジュニア審判員は、支部が開催するジュニア審判養成のための検定会に参加した者について、支部が適当と認めた者を<u>支部長及び日本連盟の会長</u>が認定する。	(認定) 第4条 (1) マスターレフェリーは、50歳以上の人格見識に優れた1級審判員の有資格者とし、支部長が適当と認めた者を日本連盟の会長が認定する。 (2) マスターアンパイヤーは、50歳以上の人格見識に優れた2級審判員の有資格者とし、支部長が適当と認めた者を日本連盟の会長が認定する。 (3) 1級審判員は、支部長の推薦により1級審判養成のための検定会に参加した者について、日本連盟の審判委員会が筆記及び実技の試験を実施の上審査し、<u>支部長が適当と認めた者</u>を日本連盟の会長が認定する。 (4) 2級審判員は、支部が開催する2級審判養成のための検定会に参加した16歳以上の者（15歳の高校1年生を含む）について、支部が筆記及び実技の試験を実施の上審査し、<u>支部長が適当と認めた者</u>を日本連盟の会長が認定する。 (5) ジュニア審判員は、支部が開催するジュニア審判養成のための検定会に参加した者について、<u>支部長が適当と認めた者</u>を日本連盟の会長が認定する。

「公認審判員規程施行細則」の変更箇所

現行	改定後
第5条2 前項（3）の認定手続きをする場合は、検定会又は研修会の参加を確認して認定手続きを行うものとする。	前項（3）の認定手続きをする場合は、検定会又は研修会の<u>結果</u>を確認して認定手続きを行うものとする。
第6条2 公認審判員資格の更新及びジュニア審判員が2級審判員の切り替えをする場合は、支部の審判担当者が会員登録システムを使用して手続きを行うものとする。	公認審判員資格の更新及びジュニア審判員<u>から</u>2級審判員へ切り替えをする場合は、支部の審判担当者が会員登録システムを使用して手続きを行うものとする。
公認審判員に関する 早見表 ↓ 公認審判員の資格条件2級	2. 認定される日現在で年齢満15歳以上である者。 <u>（ただし、中学生は除く）</u>

「公認用具用品及び施設造成会社一覧」の変更箇所

現行	改定後
2. ラケット (株)カワサキ、ミズノ(株)、ヨネックス(株)、(株)ゴーセン <u>(株)ティ・エム・シー</u>、住友ゴム工業(株)、グローブライド(株) (株)ジャパーナ	(株)カワサキ、ミズノ(株)、ヨネックス(株)、(株)ゴーセン、住友ゴム工業(株) グローブライド(株)、(株)ジャパーナ
3. シューズ アシックスジャパン(株)、ミズノ(株)、ヨネックス(株) <u>ナイキジャパングループ合同会社</u>、グローブライド(株) 住友ゴム工業(株)、<u>アディダスジャパン(株)</u>、 (株)ニューバランスジャパン、(株)ゴールドウィン、 アメアスポーツジャパン(株)、<u>(株)ディーエムアール</u>、 フォワードアパレル・トレーディング(株)、(株)ジャパーナ	アシックスジャパン(株)、ミズノ(株)、ヨネックス(株)、グローブライド(株) 住友ゴム工業(株)、(株)ニューバランスジャパン、(株)ゴールドウィン アメアスポーツジャパン(株)、フォワードアパレル・トレーディング(株)、(株)ジャパーナ
4. ストリング (株)ゴーセン、(株)トアルソン、ヨネックス(株)、<u>住友ゴム工業(株)</u>、 ミズノ(株)	(株)ゴーセン、(株)トアルソン、ヨネックス(株)、ミズノ(株)
5. ネット 鐘屋産業(株)、アシックスジャパン(株)、(有)ミセキネット製作所、 (株)寺西喜商店、高須賀(株)、昭和ホールディングス(株)、 鶴沢ネット(株)、ティエヌネット(株)、豊貿易(株)	鐘屋産業(株)、アシックスジャパン(株)、(有)ミセキネット製作所、(株)寺西喜商店、 高須賀(株)、昭和ホールディングス(株)、鶴沢ネット(株)、ティエヌネット(株)、豊貿易(株) <u>(株)カスミ</u>
6. ユニフォーム (株)カワサキ、ミズノ(株)、ヨネックス(株)、(株)ゴーセン、 アシックスジャパン(株)、<u>ナイキジャパングループ合同会社</u>、 住友ゴム工業(株)、昭和ホールディングス(株)、 <u>アディダスジャパン(株)</u>、グローブライド(株)、 <u>(株)ニューバランスジャパン</u>、<u>(株)ディーエムアール</u> プーマジャパン(株)	(株)カワサキ、ミズノ(株)、ヨネックス(株)、(株)ゴーセン、アシックスジャパン(株)、 住友ゴム工業(株)、昭和ホールディングス(株)、グローブライド(株)、プーマジャパン(株)